

業務指示書

フィリピン国メトロセブ汚泥処理施設建設計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年8月30日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 横田 容子 Makita.Yoko.2@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年9月4日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項――――別紙のとおり

第3 業務実施上の条件――――――別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていいます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）
であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれます。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：汚水処理に係るB/D、D/D、O/D

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／組織制度／汚水管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：汚水管理計画に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 汚泥処理施設設計（土木）／自然条件調査】

1) 類似業務の経験：汚泥処理施設設計（土木）に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：評価せず

3) 語学力：語学評価せず

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 汚泥収集計画／機材計画／積算】

- 1) 類似業務の経験：汚泥収集計画／機材計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年9月8日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参考すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
(5) その他（以下に記載の経費）

第3 5.

- (1) 自然条件調査
(2) 腐敗構現況調査
(3) 交通状況調査・土地利用状況調査
(4) 社会調査

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PHP1 = 2.2239 円 , US\$1 = 112.185 円 , EUR1 = 127.43 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／組織制度／汚水管理計画
汚泥処理施設設計(土木)／自然条件調査
汚泥収集計画／機材計画／積算

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

11.02 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 價格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年9月26日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約） :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
フィリピン国メトロセブ汚泥処理施設建設設計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／組織制度／汚水管理計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 汚泥処理施設設計(土木)／自然条件調査	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 汚泥収集計画／機材計画／積算	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

フィリピンにおける適正な下水・排水処理は、都市部でも 10%以下と同発展レベルにある開発途上国と比較しても低い水準にあり、衛生的なトイレにアクセスできない世帯は 20%を占め、下水道は首都圏でも 14%の普及率にとどまっている。

フィリピン中部に位置するメトロセブは、セブ州のうちセブ市を含む 7 市 6 町から構成されるフィリピン第 2 の都市圏で、人口約 255 万を擁する経済中心地であるが、現状ではメトロセブ全域で下水処理がほとんど行われていない。また、9 割の家庭が腐敗槽を持っていると推計されているが、適切に管理がされず、不十分な排水処理や引抜汚泥の河川等への不法投棄によって環境汚染を引き起こしており、今後の都市化のさらなる進行により、水環境、生活環境のさらなる悪化、ひいては都市の競争性の低下につながることが懸念されている。

フィリピン政府は、中期開発計画（2011～2016）において、インフラ開発促進の一部として、衛生・下水・腐敗槽の適切な建設・管理の推進を重点項目の 1 つに掲げ、中でも衛生環境悪化の影響が大きい大都市及び観光地を優先すると明記している。公共事業道路省（DPWH）は、Clean Water Act (2004)に基づき、国家下水道・腐敗槽汚泥管理計画（National Sewerage and Septage Management Program : NSSMP）を策定し、地方自治体等による下水・腐敗槽汚泥処理を推進することとしている。

かかる状況において、JICA は横浜市と協力し、2013 年にメトロセブの包括的な開発戦略・政策・開発目標を示す「メガセブ・ビジョン 2050」を策定し、さらに 2015 年にはビジョン実現のためのアクションプランである「メガセブ・ロードマップ 2050」を策定した。同ロードマップは、フィリピン政府閣僚会議で承認され、今後のセブ開発のガイドラインとなっている。同ロードマップには、下水処理に関し適切な汚水処理人口普及率を、2030 年で 50%以上、2050 年で 90%以上とする開発目標のもと、短期的に行うべき事業として腐敗槽汚泥処理事業が含まれている。また、腐敗槽汚泥処理事業は、セブ都市圏全体において特に優先的に行われるべき 7 事業のうちの一つにも選定されている。

また、横浜市は、民間提案型普及・実証事業「セブ市浄化槽汚泥の脱水装置の普及・実証事業」(2014～2016 年)（以下、「脱水装置の普及・実証事業」という。）にも外部協力機関として参画し、省エネで無人運転が可能な特徴を有する汚泥脱水処理装置の、メトロセブにおける有効性の確認を支援した。

こうした背景の下、地方自治体と開発途上国との関係構築を図り、地方自治体の技術・ノウハウの更なる普及・展開、さらには日本の地域社会の活性化を目的とした、「地方自治体と連携した無償資金協力」のスキーム

(http://www.jica.go.jp/partner/jichitai/grant_aid/index.html) を活用し、横浜市は当機構に対し、メトロセブの喫緊の課題となっている家庭汚泥の不十分な管理による環境汚染の改善を目的とした、無償資金協力「メトロセブ汚泥処理施設建設計画」(以下、「本事業」という。) の実施を提案した。本事業は、事業提案者である横浜市と連携して案件形成が進められたものである。

また、係る状況の下、フィリピン政府は我が国に対し、本事業の実施を要請した。本業務は、要請内容の必要性及び妥当性を確認し、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

2. 事業の概要

(1) 目標 :

メトロセブにおける家庭汚泥の処理を促進し、もって水環境汚染の改善に寄与する。

(2) 概要 :

腐敗槽汚泥処理施設の建設、資源有効利用施設の建設、汚泥収集車両の導入ならびに汚泥収集・処理システムの運営体制の構築支援。

(3) 対象地域（サイト）:

メトロセブにおける MCWD が給水事業を担当している地域のうち、ラプラプ市、コルドバ町を除く 3 市 3 町（コンポステラ町、リロアン町、コンソラシオン町、マンダウエ市、セブ市、タリサイ市）

(4) 実施機関

メトロセブ水道区

(Metro Cebu Water District (MCWD))

3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、人的・技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、本事業について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実

施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、本業務における現地調査の初期の段階において、当機構がフィリピン側と、調査の目的、基本方針、実施の方法、実施機関への便宜供与依頼事項、無償資金協力のスキーム等に関して合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法、調査項目

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、業務を効果的・効率的に実施するために必要な調査方法・手順等（国内作業、現地調査、帰国後整理期間の区分を含む。）をプロポーザルに具体的に記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。なお、追加の調査を提案する場合の経費については別見積りとする。

(2) 現地調査の実施方法

本調査においては、下記のとおり計4回の現地調査実施を想定する。なお、第1、3、4回の現地調査に際しては、当機構から調査団員を各一週間程度参加させる。

第1回現地調査：インセプション・レポートの説明・協議、事業の背景・事業実施体制の確認、用地確保状況の確認、汚泥管理関連条例整備状況の確認、汚泥管理事業の実施に必要となるMCWDと関係者間のMOU締結状況の確認、サイト条件調査（自然条件に係る情報収集調査、腐敗槽現況調査、交通状況調査、土地利用状況調査、社会状況調査）、他ドナー等の動向調査、下水・汚泥処理全体計画の更新、環境社会配慮調査（環境社会の現況、相手国の組織制度等の確認）。

第2回現地調査：サイト条件調査（自然条件調査）、環境社会配慮調査（緩和策の検討、モニタリング計画案の作成等）、ジェンダー配慮に係る調査、関連法令・基準・設計条件等の確認、相手国側負担事項の整理、事業の維持管理計画に係る調査、機材計画調査、調達事情調査。

第3回現地調査：相手国側負担事項の進捗確認。

第4回現地調査：準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の説明・協議。

(3) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で、隨時十分当機構と協議する。

なお、特に以下の3つの段階においては、当機構及び必要に応じて外務省、等の日本側関係者が出席する会議を当機構地球環境部と共に開催し、内容を確認・協議する。

1) 第1回現地調査帰国時

第1回現地調査結果を記述した「現地調査結果概要(1)」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画の方向性を協議、確認する。

2) 第2回現地調査帰国時

第1回及び第2回現地調査結果を記述した「現地調査結果概要(2)」を取りまとめ、これを基に、設計・積算の基本方針及び適正な内容・案件規模の設定について協議、確認する。また、設計・積算方針会議にて、概略設計及び積算作業を行う上での基本方針について関係者と協議、確認する。

3) 第4回現地調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

(4) 類似案件の情報収集及び既存資料の活用と過去の案件の確認

協力を提案されている汚泥処理施設の建設、資源有効利用施設の建設、汚泥収集車両の調達の必要性・妥当性の検証等に当たっては、本指示書参考資料等の既存資料を十分活用し、調査の重複を避ける。

また、フィリピン国における既往の汚泥処理施設に関して、設計・施工、事業運営等に関する情報を収集し、経緯、進捗状況及び事業から得られた教訓等を確認して本事業計画に反映する。情報収集においては、資料収集に加えて、必要に応じて実施機関の担当者や関係するコンサルタントに設計・施工、事業運営に係る課題、問題点及び解決方法等について確認し、これらの情報を計画に反映させる。

(5) 中長期計画との整合性の確保

メトロセブにおける汚泥処理事業は、メガセブ・ロードマップ2050における優先事業に位置付けられているが、中長期的には下水道整備が計画されており、本事業の対象区域として要請されている3市3町（コンポステラ町、リロアン町、コンソラシオン町、マンダウエ市、セブ市、タリサイ市）のうち、セブ市及びマンダウエ市の2市については、中期計画（2030年まで）における下水道

整備が計画されている。

このため、本事業の成果の持続性及び妥当性を確保する観点から、最適な事業内容を検討し、中長期計画との整合性を確保することに留意する。

(6) 各汚泥処理施設がカバーする汚泥収集対象区域の検討

メガセブ・ロードマップ 2050においては、メトロセブは 7 つの汚泥収集区域に分けられており、それぞれの区域に汚泥処理施設を建設する計画となっていが、このうち 3 つの収集区域 (North2、Center1、Center2) が本事業の対象区域として要請されている。また、2016 年 9 月に実施したコンタクト・ミッション以降、以下のとおり、2 つの収集区域内に合計 3 か所の施設建設候補地が確保される見込みとの情報が得られており、Center1 収集区域内の 2 か所については、土地所有者である自治体から、本業務実施中に他の用途に土地を利用しないこと等の確約が得られている。

1) Center1 収集区域

ア マンダウエ市ウマパド埋立地内（約 1ha）

イ セブ市北部埋立地内（約 1ha）

2) Center2 収集区域

セブ市南部埋立地内またはタリサイ市内（約 1ha）

上記のとおり、North2 収集区域内には現在のところ施設建設候補地がなく、North2 収集区域の汚泥は他の収集区域の汚泥処理施設へ搬入する必要があるため、収集区域の変更を検討する必要がある。

収集区域の検討においては、収集対象家屋と汚泥処理施設の間の収集ルートが全体として最適化されるように検討する必要があり、複数の施設建設候補地活用案（大規模な施設を 1 か所に建設する案や、複数箇所に施設建設する案）と組み合わせて検討を行い、ライフサイクルコストや維持管理の容易さ、交通や周辺環境への影響等を総合的に比較検討する。

(7) 事業規模の検討

先方の負担可能額に配慮した事業規模となるよう、事業内容、対象範囲、コスト等に関する複数の代替案を用意し、優先順位等を MCWD と議論しつつ、検討を進める。

なお、無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税（または事後還付）が確保されない場合、税金分は MCWD の自己予算等により相手国側が負担する必要があることに留意する。

また、上記を検討する際には、環境汚染対策に役立ち、かつ運営維持管理しやすいものとなるよう、MCWD とよく意見交換しながら行う必要がある。

(8) 民間収集業者との役割分担の確認

メガセブ・ロードマップ 2050 によれば、メトロセブでは 4 つの民間事業者が汚泥の収集運搬に従事している。本計画には、汚泥処理施設の建設だけでなく、機材調達（汚泥収集車両の調達）による汚泥収集体制の構築も含まれるため、結果として既存の民間収集業者のビジネスを圧迫していく可能性も懸念される。そのため、民間収集業者の事業経営状況やサービス内容とそのレベル、行政による監視・規制に係る法令と運用の実態、補助金制度の有無等を確認し、汚泥の収集運搬に関する、行政、MCWD、民間収集業者の役割分担を整理する。また、無償資金協力による機材調達及び施設建設後の、汚泥の収集運搬に関して官民の間で必要となる調整や分担について MCWD に提言する。

(9) 汚泥処理施設の処理方式等の検討

腐敗槽汚泥処理は、大きく分けて、①収集された汚泥の受入施設、②脱水設備、③水処理施設、に分類される。脱水装置の普及・実証事業では目詰まりしにくい汚泥脱水機を活用して受入汚泥を直接脱水し、分離液を水処理施設へ送る直接脱水方式（①→②→③）による施設整備が実施された。一方、メトロセブ内のマクタン島で稼働している腐敗槽汚泥処理施設では、受入汚泥を水処理施設へ送り、水処理施設からの引抜汚泥を脱水する方式（①→③→②）が採用されている。両方式の比較を含めた最適な処理方式の検討を行う。

なお、脱水設備の仕様検討に当たっては、資機材の調達可否や、メンテナンスに要する技術レベル、費用、脱水汚泥の性状、現地の汚泥性状に対する適用性等を総合的に比較検討する。

また、水処理施設の処理法検討に当たっては、資機材の調達可否や、メンテナンスに要する技術レベル、費用等を総合的に比較検討する。なお、酸化池方式のような広いスペースを要する処理法は避けるべきとフィリピン政府が要請している点に十分留意する。

(10) 資源の有効利用の検討

脱水汚泥のコンポスト化による有効利用を検討する。検討に当たっては、Product（製品）、Price（価格）、Place（流通）、Promotion（販売促進）の面から販売戦略の検討・整理を行う。確実な需要先の確保が肝要であるため、特に大規模農家等の需要先を詳細に調査し、現地の栽培作物の中で、コンポストの成分特性が肥料として適する栽培作物を調査するとともに、コンポストの需要量を確認する。

なお、全量をコンポストとして有効利用できない場合は、脱水汚泥の埋立処分が必要となるため、イナヤワン廃棄物処分場をはじめとする埋立処分先の受

け入れ可能量や、受入料金等の受入条件について確認する。

また、埋立処分先の受け入れ可能量を超過する脱水汚泥が発生することが無いよう、汚泥の減容化についても検討する。減容化策の検討には、汚泥消化槽、汚泥乾燥施設、汚泥焼却施設の検討を含めることとし、汚泥消化槽の検討においては、消化発酵過程で発生するメタンガスを活用したガス発電や熱利用の事業可能性についても検討する。

中長期的には下水道施設の整備が計画されていることから、資源の有効利用の検討に当たっては、本事業の成果の持続性及び妥当性を確保するため、下水道施設の運用段階における有効利用施設の利用方法についても検討し、提言として取りまとめる。

(11) 地方自治体等の知見の活用

汚泥処理施設の運営維持管理や、汚泥の有効利用・処分については、我が国では地方自治体の下水道事業体等がノウハウを有しており、本業務においても横浜市等の地方自治体の知見を活用する。少なくとも以下の内容については、地方自治体の提案・助言を検討に反映させる。

- 1) コンポスト化、消化ガス発電、熱利用等の資源有効利用に関する検討
- 2) 汚泥処理施設と下水道施設の段階的整備に関する検討
- 3) 運営・維持管理に必要な組織体制に関する検討
- 4) ソフトコンポーネント等による技術支援に関する検討

なお、ソフトコンポーネント等による技術支援に関する検討においては、組織体制構築や、料金設定・徴収、住民理解の促進をはじめとする、技術支援の内容を検討するだけでなく、技術支援の実施体制についても検討し、技術支援における地方自治体の参画方法についても検討し、整理する。

(12) 運営・維持管理体制の検討

汚泥処理施設に関して、実施機関の担当者は現在は2名しかおらず、本事業で建設される施設や調達される機材の活用が円滑に開始されるよう、運営・維持管理体制、必要な人員、財務計画を慎重に検討する。民間事業者と連携した運営・維持管理の可能性についても検討し、フィリピン国側に提言を行う。

また、本事業後の成果の発現・持続性を確保する観点から、運営・維持管理体制の構築を支援する必要性や、施設・機材の運営に係る技術指導の必要性について検討するほか、住民や行政組織との連携強化等、汚泥収集・処理事業が持続的に行われるために必要な啓発・技術指導の必要性についても検討する。

(13) 本事業後の普及拡大の提言

腐敗槽が適切に管理されず、不十分な排水処理や引抜汚泥の河川等への不法投棄によって環境汚染が引き起こされている状況は、フィリピン国内の都市部における共通の課題と見られている。

そこで、汚泥収集・処理事業を他都市へ普及拡大するために必要な技術支援について検討するとともに、技術支援の実施に当たって活用が想定されるスキーム（本事業のソフトコンポーネントや技術協力プロジェクト等）についても検討し、提言としてまとめる。

(14) 環境社会配慮

本事業は、汚泥処理施設等の建設に伴い非自発的住民移転が発生するものの、大規模に相当する200人には至らないことから、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布、以下、「JICA環境ガイドライン」）の「カテゴリB」に分類されている。環境社会配慮調査については、フィリピン国の法制度において求められる環境社会配慮（EIA、各種環境許認可、用地取得・住民移転を含む）関連手続の具体的な内容、必要書類、環境許認可取得までに要する期間、既に手続が開始されている場合にはその進捗等を確認する。また、JICA環境ガイドラインの概要、及び本プロジェクトについてJICA環境ガイドライン及びフィリピン国環境ガイドライン等の関係法令に沿って調査を行うことにつき、先方政府へ説明を行う。

また、居住者の移転又は土地の収用が発生する場合には、必要に応じ、JICA環境ガイドラインに従い求められる手続、環境社会配慮面からの代替案の比較検討、移転計画、工事期間中の代替地確保、生計回復支援策等につき、確認・検討する。

(15) 施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA建設工事等安全管理ガイドランス」（2014年9月）（以下、「安全管理ガイドランス」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、フィリピン国での最近の既往調査報告書等や現地JICA事務所からフィリピン国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイドランスの安全施工技術指針及び収集したフィリピン国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意する。また、必要な安全対策に関して、最近の既往調査

報告書等によりフィリピン国の他案件の事例も踏まえた上で必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。また、必要に応じてフィリピン国で施工経験のある施工業者からのヒアリングを実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報は JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA 事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について JICA 事務所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず JICA 事務所に報告を行う。

（16）情報通信技術（ICT）の活用

本調査実施に際し、設計業務等に効果的、効率的な情報通信技術（ICT）がある場合には、その活用を検討する。

（17）事業の評価

実施段階における案件監理、完成後の事後評価の各段階において判断材料となる指標を検討し、指標をモニタリングするための体制についても検討する。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の業務を実施する。

<第1回国内作業>

（1）インセプション・レポートの作成

関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

<第1回現地調査>

（2）インセプション・レポートの説明・協議

当機構が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

（3）事業の背景・経緯の確認

- 1) フィリピンにおける汚泥管理に係る上位計画（「国家汚泥汚水管理プログラム」(National Septage and Sewage Management Program (NSSMP)) を確認する。
- 2) 本事業提案の経緯と内容を確認する。

3) 本事業に関連する我が国、及び他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容及び教訓等を確認する。

(4) 事業の実施体制の確認

MCWD の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

(5) 用地確保状況の確認

5. (6) のとおり、2つの収集区域内に合計3か所の施設建設候補地が確保される見込みであるが、その確保状況について確認する。

第1回現地調査終了までに、現在想定されている合計3か所の施設建設候補地が確保されない等の事情により、調査内容に変更等の必要を生じた場合は、対応について当機構と協議する。

(6) サイト状況調査

第1回現地調査で想定されているサイト状況調査は以下のとおり。なお、これらについては、現地再委託にて実施することを認めることとし、具体的な調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案する。

また、上記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案すること。

1) 自然条件調査

本調査にて行う協力対象事業選定のための基礎情報を得るとともに、設計、施工計画、積算について必要な精度を確保することを目的として、対象地域において、別紙1に示す自然条件の確認を行う。

第1次現地調査では既往の調査資料の収集等による情報の把握を行うとともに、不足する情報を把握するために第2次現地調査において実施すべき調査を計画する。

2) 腐敗槽現況調査

メトロセブにおいて普及している腐敗槽の構造、設置場所、管理状況（汚泥収集の頻度、料金）等の現況調査を、既存資料の分析、実施機関や関係機関への聞き取り調査によって把握する。また、汚泥収集業者の事業活動状況についても、聞き取り調査等によって確認する。

3) 道路・交通状況調査

汚泥の収集運搬等においては、現地の道路・交通状況の影響を受けるとともに、汚泥収集車両の通行が交通渋滞を悪化させる懸念もあるため、現

状の道路・交通状況を調査し、調査結果を汚泥収集計画に反映させる。

4) 土地利用状況調査

汚泥収集運搬の効率性は、汚泥発生量の地域的な偏り等に左右されるため、事業対象地域（汚泥収集範囲）における土地利用状況を調査し、汚泥収集計画に反映させる。

5) 社会調査

本事業が事業対象地域の住民に与える効果、及びインパクトを把握するため、対象地域のコミュニティ社会調査を行い、各対象コミュニティの置かれている現状（人口、世帯数、民族構成、収入、生計手段・就業形態、水源の種類、し尿及び生活排水の処理、その他のインフラ、教育、保健等）を調査する。また、汚泥処理事業における住民・コミュニティとの連携（汚泥の引抜きに伴う敷地内への作業員の立入り、料金負担等）を検討するための基礎情報を得るため、住民意識（環境汚染や住環境に関する意見、汚泥処理事業に関する意見、支払意思額及び支払可能額等）を確認する。また、汚泥のコンポスト化による有効利用の検討の基礎資料とするため、大規模農家等のコンポスト需要先を対象とした社会調査を行い、現状とコンポスト利用への意識（農地面積、栽培作物・収量、肥料使用量・購入費用、コンポストの購入意思の有無・支払意思額及び支払可能額等）を確認する。

（7）先方政府、他ドナー及び民間事業者等の実施する関連事業の動向、汚泥収集・処理事業の実績、各種教訓の確認

メトロセブ内のマクタン島をはじめとする、汚泥収集・処理事業の先行事例について情報収集を行い、汚泥の収集から処理までの事業全体における、住民、行政、事業者等の関係者の役割及び責任を確認する。情報収集に当たっては、カウンターパート機関等の類似事業担当者や関係するコンサルタントに対し、事業実施準備段階、施工段階、運営維持管理段階の各時点での課題、問題点、及び解決方法等についてヒアリング等の情報収集を実施し、これらの情報を本事業の計画に反映させる。

（8）下水・汚泥処理の中長期計画の更新

メトロセブにおける汚泥処理事業は、メガセブ・ロードマップ2050における優先事業に位置付けられており、各地域における汚泥発生量の推計値が示されているが、本事業の対象地域に係る最新情報（人口将来予測、水道普及状況、都市計画等）を確認し、計画汚泥収集量、計画汚泥処理量を更新するなど、メガセブ・ロードマップ2050で示されている下水・汚泥処理の中長期計画のレビューを行う。

下水・汚泥処理の中長期計画のレビューにおいては、下水道整備エリア及び汚泥収集エリアの拡大・縮小計画を含む、下水・汚泥処理施設の段階整備計画を検討・整理する。

(9) 環境社会配慮

- 1) JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画案（モニタリングフォーム案を含む）の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、フィリピン側と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドラインの環境チェックリスト案を作成する。
- 2) 第 1 回現地調査で実施する、環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。
 - ア ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）
 - イ 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - a) 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関する法令や基準等
 - b) JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
 - c) 関係機関の役割

(10) 第 1 回現地調査結果の取りまとめ

- 1) 現地調査結果及び収集資料等の整理、分析、評価を行う。
- 2) 協力対象事業案の範囲や規模、内容、グレードを検討し、複数案について比較を行う。

<第 2 回国内作業>

(11) 第 1 回現地調査結果の報告

- 1) 「現地調査結果概要(1)」を作成する。作成に当たっては、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2015 年 4 月改訂版）を参照し、「現地調査結果概要」の目次案のうち、少なくとも以下の項目を含めることとする。また、各項目ごとに不足する情報を明らかにし、第 2 回現地調査における対応方針を明記するほか、下水・汚泥処理の段階的整備計画の更新案の検討結果を含めることとする。

ア 相手国要望内容の確認

- a) 相手国要望内容との変更状況・持ち帰り事項

- b) 当該セクター及び対象サイトの現状と課題
- c) 他ドナーとの関連

イ 現地調査結果

- a) 対処方針に対する結果
- b) 対処方針以外の結果
- c) 自然条件調査結果

ウ 協力の方向性（案）

- a) プロジェクトの基本方向付け（案）

エ 資料

2) 帰国後 10 日以内に帰国報告会にて、「現地調査結果概要(1)」を基に調査結果を報告する。報告には、協力対象事業案の範囲や規模、内容、グレードを検討し、複数案について比較を行った結果の説明を含め、基本的な計画の方向性について関係者と協議、確認する。

(12) 第2回現地調査準備

第1次現地調査の結果を踏まえて、複数の汚泥収集区域案及び施設建設候補地活用案を検討、比較し、選定の目途を付けた上で、第2回現地調査の調査方針を定める。

第2回現地調査の調査方針を踏まえ、インセプション・レポートの見直しを行う。また、必要に応じて質問票を作成する。

<第2回現地調査>

(13) サイト状況調査（自然条件調査）

対象地域において、別紙1に示す自然条件の確認を行うが、第2回現地調査では、第1回現地調査における既往の調査資料の収集等では不足する情報を把握するための、ボーリング調査や土質試験等の自然条件調査を、現地再委託にて実施することを想定している。

なお、具体的な調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案する。

(14) 環境社会配慮

1) 第2回現地調査で実施する、環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

ア スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

イ 影響の予測

ウ 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討

- エ 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
オ 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
カ 予算、財源、実施体制の明確化
キ ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討)
- 2) JICA 環境ガイドライン及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下ア～シのとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も機構へ提出する。
- 本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境ガイドラインと乖離がある場合、その解消策を提案する。
- ア 用地取得・住民移転の必要性(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等の必要性
イ 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
ウ 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
エ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
オ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
カ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
キ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
ク 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務
ケ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
コ 費用と財源
サ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
シ 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人

物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

(15) ジェンダー配慮

先方のジェンダー配慮への意識改革を促すために、ジェンダーの視点を入れた検討を行う。例えば、女性に配慮した施設や設備の選定や、施工段階での男女間の同一労働同一賃金の確保や女性労働者向けのトイレ等労働環境整備配慮等、積極的に議論、導入・配慮に努める。

(16) 関連する法令や基準、設計・施工条件の確認

汚泥管理及び関連インフラに関する法令・基準・設計条件を確認する。法令等の確認に当たっては、メトロセブ内のマクタン島をはじめとする、汚泥収集・処理事業の先行事例を調査し、汚泥収集車両の仕様や、汚泥処理施設において採用されている処理法、設計手法、設計条件、構造等を確認し、効率的に調査を行う。

また、施工計画・積算の必要精度を確保するため、フィリピン側関連機関と十分な協議・調整を行い、施工計画の条件（作業可能時間等）を確認・整理する。

(17) 相手国側負担事項の整理

相手国側負担事項（用地確保、汚泥管理関連条例整備、汚泥管理事業の実施に必要となる MCWD と関係者間の MOU 締結、アクセス道路の整備、インフラ引き込みの整備、支障物件の移設、各種許認可の取得、環境社会配慮に係る手続き、免税措置、その他便宜供与等）のプロセス、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、当機構が行う書面による確約の取り付けを支援する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は DD 時にさらに精査・更新していくものである。

汚泥管理事業の実施に当たっては、自治体ごとに汚泥管理関連条例の整備が必要であるとともに、汚泥処理施設建設地の土地使用に係る条件整理など、事業対象地域の各自治体と実施機関の間で連携・役割分担の内容を明確化する MOU

を締結する必要があるとみられている。このため、MOU 未締結の自治体については、MOU に含めるべき内容について検討・整理し、実施機関及び関連自治体へ必要な助言を行う。なお、これまでにコンポステラ町を除く 3 市 2 町については汚泥管理関連条例が制定済みとなっており、汚泥管理事業に係る MOU については MCWD とリロアン町、MCWD とコンソラシオン町の間で締結済みとの情報が得られているが、制定済みの条例及び締結済みの MOU が、汚泥管理事業の実施のために十分な内容であるかについても確認を図り、実施機関及び関連自治体へ必要な助言を行う。

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③資機材の輸入に課される税金や諸費用、④付加価値税（VAT 等）、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（または事後還付）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計実施時にさらに精査・更新していくものである。

免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて JICA 事務所と合意する。調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、調査報告書に添付すること。

また、料金負担や汚泥収集への協力を住民及び住民組織から得るために必要な、住民説明会や様々な媒体を活用した社会広報活動について検討し、提言する。なお、実施機関の行う社会広報活動について、必要に応じてソフトコンポーネント等による支援策を提案する。

（18）事業の維持管理計画

フィリピン側が行うことになる協力対象施設・機材等の運営・維持管理について検討する。

1) 運営・維持管理体制

完成後の施設の運営・維持管理に係る組織体制・人員体制（各部署の所掌、組織図、人員構成等）を検討する。また、実施部署の主要メンバーの業務内容を明確化し、外部から人を雇用する場合は、求められる技術・技能水準、給与水準についても検討する。また、民間事業者との適切な役割分担についても検討する。

2) 汚泥収集・処理に係る料金徴収

汚泥処理事業の先行事例や、住民意識調査の結果等を踏まえ、運営・維持管理費の確保の方策を検討し、料金体系や料金徴収手法・体制を提案するとともに、料金導入のための必要な承認手続きを確認し、整理する。

3) 有効利用施設の運営に伴う料金徴収

汚泥処理事業の先行事例や、大規模農家等のコンポスト需要家を対象とした調査の結果等を踏まえ、コンポスト利用の普及促進の方策を検討し、販売料金体系や料金徴収手法・体制を提案するとともに、料金導入のための必要な承認手続きを確認し、整理する。

消化ガス発電や熱利用による有効利用施設が協力対象事業として提案される場合は、これらの施設の運営に伴う資源・エネルギー供給先からの料金徴収手法・体制、関連手続き等を検討、整理する。

（19）機材計画調査

機材（汚泥収集車両等）の選定には、実施機関の技術レベル、メンテナンスの容易さ（代理店、アフターケア サポート体制、スペアパーツの入手性等）を充分に考慮し、計画に反映させる。

（20）調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンの技術レベル等）

本事業で必要となる資機材（コンクリート、鉄筋、汚泥脱水機、水処理関連機器、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。なお、調査期間や費用に限りがあることから、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地コンサルタント等から情報を入手した後、必要な調査を効率的に行う。また、必要に応じ材料の品質確認試験を実施し、適切な材料の調達先を検討する。

サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事内容についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

(21) 第2回現地調査結果のとりまとめ

- 1) 現地調査結果及び収集資料等の整理、分析、評価を行う。
- 2) 協力対象事業案の範囲や規模、内容、グレードに関する検討を精査し、想定される経費を明らかにする。

<第3回国内作業>

(22) 第2回現地調査結果の報告

- 1) 「現地調査結果概要(2)」を作成する。作成に当たっては、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」(2011年3月改訂版)を参照する。
- 2) 帰国後10日以内に帰国報告会にて、「現地調査結果概要(2)」を基に調査結果を報告し、設計・積算の基本方針及び適正な内容・案件規模の設定について関係者と協議、確認する。
- 3) 帰国後30日以内を目途に設計・積算方針会議を開催して、概略設計及び積算作業を行うまでの基本方針について説明し、関係者と協議、確認する。

(23) 技術支援計画の策定

- 1) フィリピン側と協議の上、本計画の成果達成のために最も適したソフトコンポーネントの内容を検討し、必要性が認められた場合には、ソフトコンポーネント計画を作成する。ソフトコンポーネントについては「ソフトコンポーネント・ガイドライン(第3版)」(2010年10月)を参照のこと。
- 2) 事業の持続性確保とフィリピン国内他都市への普及拡大の観点から、施設維持管理及び汚泥収集・処理事業にかかる能力向上を目的とする技術支援のあり方を検討し、提言としてまとめる。

(24) 事業内容の計画策定

上記調査及び当機構との協議踏まえ、協力対象事業の計画策定(概略設計、機材仕様書(案)の作成)を行う。計画策定には最低限以下の項目を含める。
なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」(2009年3月)(以下、設計・積算マニュアル)に従い、設計総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応(設計)方針を整理し、併せて設計基準を設定する。なお、本方針については、現地調査終了前に方針(案)として取り纏め、先方と基本的な方向性を確認する。

2) 基本計画（施設・機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

ア 施設設計画

- ・事業内容、対象範囲等を検討した結果を受けて、汚泥処理施設、汚泥有効利用施設の建設サイトを確定する。
- ・建屋については、機材計画に基づき、施設の運転維持管理に最低限必要な機能・面積を検討し、その上で、最適な規模で計画する。また、サイトクリアランスの状況（地中構造物、障害物の有無等を含む。）について確認した結果を踏まえて検討する。

イ 機材計画

- ・実施機関の設備・機材の使用実績及び整備状況、要員配置、予算措置実績と計画について調査した結果を踏まえて、運営・維持管理体制を勘案した機材計画を行う。

3) 概略設計図

4) 施工計画

ア 施工方針

イ 施工上の留意事項

ウ 施工区分（先方負担工事との区分）

エ 施工監理計画

オ 品質管理計画

カ 資機材等調達計画

キ 実施工程

5) 機材調達計画

ア 機材計画（内容、数量、仕様、優先順位付け等）

イ 調達事情調査（第三国調達を含めた調達先、代理店の有無等）

ウ 消耗品、スペアパーツ等の入手手段

エ 配置場所

オ 機材の輸送経路、通関手続き、保険

カ 保守契約（契約内容、期間）

（25）事業の概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。

積算に当たっては、設計・積算マニュアルに従い、積算総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、機材については、入札に対応できる精度を確保する。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル補完編」（土木分野、建築分野）及び「協力準備調査の設計・積算マニュアル機材編」（2017年7月）に準拠して積算する。

2) 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを当機構に提供する。

- ア. 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- イ. 工事量変動にかかるリスク
- ウ. 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）
- エ. 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ. 治安状況にかかるリスク

（26）協力対象事業実施に当たっての留意事項の整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

特に、本体事業の入札実施に当たって、適正な技術の導入を確保しつつ競争性を確保するために、入札条件書類に含むべき詳細設計の内容、入札参加者資格要件について検討し、留意事項を整理する。

（27）詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

（28）想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(29) 事業の評価

実施段階における案件監理、完成後の事後評価の各段階において判断材料となる指標を検討し、指標をモニタリングするための体制についても検討する。

また、事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

(30) 準備調査報告書（案）の作成

調査全体を通じ、その結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について当機構と協議する。

<第3回現地調査>

(31) 相手国側負担事項の進捗状況確認

相手国側負担事項（用地確保、汚泥管理関連条例整備、汚泥管理事業の実施に必要となるMCWDと関係者間のMOU締結、アクセス道路の整備、インフラ引き込みの整備、支障物件の移設、各種許認可の取得、環境社会配慮に係る手続き、免税措置、その他便宜供与等）の進捗状況について確認するための第3回現地調査を実施する。

進捗状況を確認した結果を受けて、課題を整理し、当機構が相手国政府に対して行う提言と書面による確約の取り付けを支援する。

<第4回現地調査>

(32) 準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の説明・協議

概算事業費を含む上記準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）をフィリピン政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。協議の結果、準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じ本事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

(33) 準備調査報告書等の作成

フィリピン政府関係者等への準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）

の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) 機材仕様書
- 5) デジタル画像集
- 6) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版
- 7) 免税情報シート

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、

（6）から（10）を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- | | |
|--|---|
| (1) 業務計画書 | : 和文 3 部 |
| (2) インセプション・レポート | : 和文 3 部
: 英文 3 部 |
| (3) 現地調査結果概要(1) | : 和文 3 部 |
| (4) 現地調査結果概要(2) | : 和文 3 部 |
| (5) 準備調査報告書（案） | : 和文 3 部
: 英文 3 部 |
| (6) 概略事業費（無償）積算内訳書 | : 和文 3 部 |
| (7) 概要資料 | : 和文 1 部及び CD-R 1 枚
(※完成予想図を含む。) |
| (8) 準備調査報告書 | : 和文（製本版）8 部及び CD-R 1 枚
(※完成予想図を含む。) |
| | : 英文（製本版）18 部及び CD-R 3 枚
: 和文（簡易製本版）3 部及び CD-R 1 枚 |
| (9) 機材仕様書 | : 和文 3 部
: 英文 10 部 |
| (10) デジタル画像集 | : CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度） |
| (11) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版 | : 英文 3 部 |
| (12) 免税情報シート | : 和文 3 部 |

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

- 注2) (2) インセプション・レポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め日本出発前に英文を作成し、当構に提出する。
- 注3) (6) 概略事業費（無償）積算内訳書については「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）の補完編及び機材編（2017年7月）を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2015年4月）」に準拠することとする。
- 注4) (8) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。
- 注5) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010年3月）」を参照する。
- 注6) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。
- 注7) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2017年10月下旬より国内準備作業を開始し、2017年11月上旬より第1回現地調査、2018年1月中旬より第2回現地調査、2018年4月中旬に第3回現地調査を行い、国内解析（積算審査に要する期間を含む。）を実施した後、2018年8月下旬に第4回現地調査（概要説明）にて、準備調査報告書（案）を先方政府へ説明し、2018年9月上旬までに概要資料、2018年11月中旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

項目/時期	2017年			2018年										
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
(概略設計調査)														
事前準備		□												
現地調査(概略設計)			■		■			■						
国内作業			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
現地調査(概要説明)												■		
概要資料提出												▲		
報告書とりまとめ	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：全体 23.92M/M（通訳を除く）

(2) 業務従事者の構成

- 1) 総括／組織制度／汚水管理計画（2号）
- 2) 汚泥処理施設設計（土木）／自然条件調査（3号）
- 3) 汚泥処理施設設計（設備）
- 4) 汚泥処理施設維持管理
- 5) 汚泥収集計画／機材計画／積算（3号）
- 6) 財務計画／経済分析
- 7) 施工計画／調達計画／積算
- 8) 環境社会配慮／住民啓発

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費

を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 配布資料、公開資料

関連資料として以下の事業に係る報告書、関連情報が JICA 図書館 (<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>) 及び JICA ナレッジサイト (http://gwweb.jica.go.jp/km/km_frame.nsf) にて閲覧可能である。

○公開資料

【情報収集・確認調査】

- ・ 「フィリピン国 メトロセブ持続的な環境都市構築のための情報収集・確認調査ファイナルレポート」(2013年)
(http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12110854.pdf)
- ・ 「フィリピン国 メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査 最終報告書要約」(2015年6月)
(http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12235503.pdf)
- ・ 「フィリピン国 メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査 最終報告書本編」(2015年6月)
(http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12235511_01.pdf、
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12235511_02.pdf)

【協力準備調査】

- ・ 「フィリピン共和国 メトロセブ水道区上水供給改善計画準備調査報告書」(2014年2月)
(http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12147195_01.pdf、
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12147195_02.pdf)

【普及・実証事業】

- ・ 「フィリピン国 セブ市浄化槽汚泥の脱水装置の普及・実証事業業務完了報告書」(2016年1月)
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12260675.pdf>)
- ・ 「フィリピン共和国 セブ市資源循環推進事業創出に関する普及・実証事業業務完了報告書」(2015年12月)
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12246492.pdf>)

○配布資料

- ・ 無償資金協力要請書
- ・ 規程(情)第14号 情報セキュリティ管理規程(20170403)
- ・ 細則(情)第11号 情報セキュリティ管理細則(20170403)

4. 当機構からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

以下のとおり、第1回及び第4回現地調査に当機構からの調査団員の参加を予定しているほか、第3回現地調査についても、相手国負担事項の進捗等の状況から必要に応じて当機構からの調査団員が参加する。

(1) 第1回現地調査

- 1) 団員構成：総括、計画管理、技術参与
- 2) 調査行程：約一週間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本調査方針及び無償資金協力制度を確認し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

(2) 第3回現地調査

- 1) 団員構成：総括、計画管理、技術参与
- 2) 調査行程：約一週間
- 3) 目的：相手国側負担事項の進捗状況について確認し、必要に応じて当機構が相手国政府に対して課題に関する提言を行い、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

(3) 第4回現地調査（概要説明）

- 4) 団員構成：総括、計画管理、技術参与
- 5) 調査行程：約一週間
- 6) 目的：準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

5. 現地再委託／国内再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な方法についてプロポーザルにて提案すること。なお、(1)～(4)の業務については別見積りとする。

- (1) 自然条件調査
- (2) 腐敗槽現況調査
- (3) 交通状況調査・土地利用状況調査
- (4) 社会調査

現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、フィリピン国内に現地再委託可能な業者がいない場合に限り、本邦又は第三国機関・コンサルタント・NGO等に再委託することも認める。ただし、本邦又は第三国に再委託する場合はその必要性・妥当性・経済性を十分に検討

すること。

また、上記調査は、現地再委託に限らず、調査補助員を活用した直営による実施も選択肢として検討し、最適な方法をプロポーザルにて提案すること。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザル作成ガイドライン」の様式－2及び様式－3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。本邦から携行するコンサルタント所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行う。

(4) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は不要ない。

(5) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、現地JICA事務所、在フィリピン日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及

び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(6) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

フィリピン共和国メトロセブ汚泥処理施設建設設計画準備調査にかかる 自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目

(1) 地形測量

目的：施設の平面計画を行うために必要な地形の情報を把握する。

内容：平面測量、水準測量等

(2) 地質調査

目的：建築物の基礎の設計に必要な地耐力の確認を行う。

内容：ボーリング等（1サイトにつき4本程度）

(3) 地盤調査

目的：建築物の基礎の設計に必要な地耐力の確認を行う。

内容：サウンディング試験、平板載荷試験等

3. 対象サイト：既往の調査資料の収集結果や施設建設候補地活用案の検討等によって調査対象サイトが増減する可能性があるが、全施設建設候補地（3サイト）を調査対象として見積もること。

以上

